

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年8月29日（令和5年（行情）諮問第758号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（行情）答申第339号）

事件名：厚生労働省ウェブサイト「新型コロナワクチンQ&A」に掲載されている
ワクチン接種後に関する特定の記載に係る原稿作成時の意思決定文書及び
添付資料の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、
別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した
決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下
「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月9日付け
厚生労働省発健0509第9号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮
問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その
取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書の記載による
と、おおむね以下のとおりである。

開示決定通知書によりウェブ上で公開されている審議会の文書を開示する
旨の通知を受けましたが、当該文書は私が開示請求を行った対象の文書とは
異なります。私が開示請求を行った文書は、当該審議会に案を提示するにあたり、
厚生労働省がグラフ等を作成した際の意思決定文書であり、公開されている
審議会の資料とは異なります。

審議会は厚生労働省の提示する資料に沿って開催されており、提出された
資料に異議が唱えられることはほぼありません。審議会に提示する資料を作
成した過程、意思決定分の開示を求めています。

審議会の委員に提示する資料を作成し、それを審議会に提示する際の過程
（担当者が作成し、最終的な意思決定権者まで誰が確認しているのか）が確認
したいため、意思決定のルート、起案内容（なぜその内容・表記としたか、意
思決定権者に意図を説明する記述）及び資料を作成する際に使用した参考資
料等一式（厚生労働省内部の決裁文書）の開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年12月4日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、令和5年5月9日付け厚生労働省発健0509第9号により、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月28日(同月31日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

ア 審査請求人は、本件開示請求において、別紙のとおり、「厚生労働省HP 新型コロナワクチンQ&Aに掲載されている「10代・20代の男性と保護者へのお知らせ～新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について～」(以下「本件リーフレット」という。)の原稿作成時の意思決定文書及び添付資料」の開示を求めている。

イ 本件リーフレットの原稿案は、「第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)」(以下「合同部会」という。)に提出し、合同部会の委員の意見を踏まえて作成されたものであるため、処分庁においては、合同部会に付した会議資料のうち、上記リーフレットの原稿の案を示した「資料1-1-1」と「参考資料7」に加えて、合同部会の議事録を本件対象文書として特定したものであり、処分庁の判断は妥当である。

ウ なお、本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて審査請求人が開示を求める行政文書を探索したが、実際に保有していないことを確認した。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求においては、「私が開示請求を行った文書は、当該審議会に案を提示するにあたり、厚生労働省がグラフ等を作成した際の意思決定文書であり、公開されている審議会の資料とは異なります。」「審議会の委員に提示する資料を作成し、それを審議会に提示する際の過程(担当者が作成し、最終的な意思決定権者まで誰が確認しているのか)が確認したいため、意思決定のルート、起案内容(なぜその内容・表記としたか、意思決定権者に意図を説明する記述)及び資料を作成する際に使用した参考資料等一式(厚生労働省内部の決裁文書)の開示を求めます。」としている。

イ しかし、合同部会に提出する資料については、関係者の確認は経るものの、決裁手続は取っていないため、決裁文書(意思決定の権限を有する者

が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を厚生労働省の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。)は作成しておらず、審査請求人が求める「厚生労働省内部の決裁文書」は存在しない。

ウ 厚生労働省として、本件リーフレットの原稿案を作成する根拠としたデータ等については、原処分において開示した合同部会の資料に尽きており、対象文書の特定に不足ないし誤りがあるとする審査請求人の主張は失当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年8月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和6年7月18日 | 審議 |
| ④ | 同年8月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁が特定した行政文書について、開示請求を行った対象の文書とは異なるとし、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、処分庁に開示請求を行ったのは、「当該審議会に案を提示するにあたり、厚生労働省がグラフ等を作成した際の意味決定文書」であり、審議会に提示する資料を作成した過程(担当者が作成し、最終的な意思決定権者まで誰が確認しているのか)、意思決定のルート、起案内容(なぜその内容・表記としたか、意思決定権者に意図を説明する記述)及び資料を作成する際に使用した参考資料等一式(厚生労働省内部の決裁文書)の開示を求めるものであり、公開されている審議会の資料ではないと主張している。

(2) これに対し、諮問庁は、本件審査請求を受けて、合同部会に提出する資料については、関係者の確認は経るものの、決裁手続は取っていないため、決裁文書は作成しておらず、審査請求人が求める「厚生労働省内部の決裁文書」は存在しない旨説明する。また、厚生労働省として、本件リーフレットの原稿案を作成する根拠としたデータ等については、原処分において開示

した合同部会の資料が全てである旨説明する。

(3) 以上を踏まえ検討する。

ア 当審査会事務局職員をして、本件対象文書を合同部会に提出するに当たっての決裁手続について、諮問庁に確認させたところ、当該部会においては、一般的に、個別の資料ごとに、関係者の確認は経るものの、決裁手続は行っておらず、本件対象文書についても同様であった。なお、決裁手続を行っていないことから、審査請求人が求める「厚生労働省内部の決裁文書」を、処分庁において事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないとのことであった。

イ また、当審査会事務局職員をして、本件リーフレットに記載されたグラフの検討過程について、諮問庁に確認させたところ、「100万人あたり」に換算したことについては、海外の研究データに合わせ、海外（米国）における研究データ（若年層における新型コロナウイルス感染症の心筋炎の合併リスクについて）と国内における集計データ（国内の新型コロナウイルス感染症の入院患者における心筋炎関連事象）を比較するために行ったものである。このようなリーフレット作成に係る審議過程は、本件対象文書である別紙の1（2）の議事録にも示されているとのことであった。

ウ また、本件審査請求を受けて、改めて処分庁において、関連部署の書庫、共用フォルダ等を探索したが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の保有は確認されなかった、とのことであった。

エ 以上を踏まえれば、本件請求文書に該当する文書として、本件リーフレットの原稿の案を提示した、第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の関連資料を特定したことは妥当であるとする諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。また、上記ウの文書の探索範囲等についても不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、令和3年12月4日付けの開示請求に対して、法10条2項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和5年5月9日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、

開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

「厚生労働省HP 新型コロナワクチンQ&Aに掲載されている「10代・20代の男性と保護者へのお知らせ～新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について～」の原稿作成時の意思決定文書及び添付資料」

2 本件対象文書

第70回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会, 令和3年度第19回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）における

(1) 議事録

(2) 資料1-1-1（心筋炎関連事象疑い報告の状況について）

(3) 参考資料7（10代・20代の男性と保護者へのお知らせ～新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について～）